○ 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)

改正案	現 行
(同一人に対する信用の供与等)	(同一人に対する信用の供与等)
第四条 (略)	第四条 (略)
2~11 (略)	2~11 (略)
12 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規	12 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規
定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。	定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
一 第九項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会	一 第九項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会
社等(法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下こ	社等(法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。
の項及び第十四項において同じ。)又はその子会社等が同号の債	の項において同じ。)又はその子会社等が同号の債務者等に対し
務者等に対して合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信	て合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度
用供与等限度額(以下この項において「合算信用供与等限度額」	額(以下この項において「合算信用供与等限度額」という。)を
という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債	超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業
務者等の事業(第九項第二号に規定する事業を除く。次号におい	(第九項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。)の
て同じ。)の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。	継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
二~五 (略)	二~五 (略)
13 (略)	13 (略)
14 法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は	(新設)
られる者に対する信用の供与等とする。、信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認め、	

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

2 (略)

う。以下この条において同じ。)の区分とする。 、次に掲げる信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をい3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は

用の供与等(次号に掲げる信用の供与等を除く。) 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信

4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、る場合における金融庁長官が指定する者に対する信用の供与等二 当該銀行持株会社が、金融庁長官が指定する銀行持株会社であ

とする。
次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率は、

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令の意思を明確の方面を表示の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該の第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第一項各号に掲げる者(当該銀行持株会社のの第四条第十二項において「受信合算対象者」という。)とする。

(略)

2

一項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。 定する信用の供与等をいう。第五項において同じ。)とし、同条第 に可本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規

(新設)

(新設)

(新設)

一 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の十五

5 四項において同じ。) 又はその子会社等」とあるのは「又はその子 場合において、第四条第十二項第一号中「及びその子会社等 に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この と読み替えるものとする。 銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と、同号中「及びその子会 号までの規定中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは 社に係る信用供与等限度額」という。)」と、同項第二号から第五 株会社に係る信用供与等限度額 与等限度額」という。)」とあるのは「同項本文に規定する銀行持 規定する合算信用供与等限度額 会社等(法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をい 社等若しくはその子会社等」とあるのは「若しくはその子会社等」 十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十 「又はその子会社等」と、 第四条第十二項の規定は、 以下この項において同じ。)」と、 「合算信用供与等限度額」とあるのは 法第五十二条の二十二第一項ただし書 (以下この項において「合算信用供 (以下この項において「銀行持株会 「法第十三条第二項前段に (法第 4

除く。)とする。 等(政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものをの供与等は、第四条第十三項各号に掲げるものに対する信用の供与6 法第五十二条の二十二第二項第一号に規定する政令で定める信用

の供与等は、信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等(7)法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する政令で定める信用

その子会社等」とあるのは 供与等限度額」という。)」と、 場合において、第四条第十二項第一号中「及びその子会社等 に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。 に係る信用供与等限度額」と、 会社等」と、 中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子 信用供与等限度額 という。)」とあるのは 信用供与等限度額(以下この項において「合算信用供与等限度額 項において同じ。)」と、 同じ。) 又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等 ものとする 五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この 十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において 第四条第十二項の規定は、 「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社 (以下この項において「銀行持株会社に係る信用 「同項本文に規定する銀行持株会社に係る 「法第十三条第二項前段に規定する合質 「若しくはその子会社等」と読み替える 法第五十二条の二十二第一項ただし書 同号中「及びその子会社等若しくは 同項第二号から第五号までの規定 (法第 (法第

除く。)とする。 等(政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものをの供与等は、第四条第十三項各号に掲げるものに対する信用の供与 法第五十二条の二十二第二項第一号に規定する政令で定める信用

(新設)

められる者に対する信用の供与等とする。同条第一項本文に規定する子会社等をいう。)と実質的に同一と認